

## 第2版はしがき

本書初版が刊行され約2年が経った。この約2年間で、成年後見制度に関する運用は大きく変化した。東京家庭裁判所では、管理財産が一定程度高額であれば、特段の問題がなくとも専門職後見人等に対して全件専門職監督人を付する運用が開始され、後見制度支援信託検討対象事案については、従前の専門職後見人等から親族後見人へのリレー方式ではなく、複数選任プラス権限分掌方式に変更し、新規案件のみならず継続案件にも適用するなど対象が拡大している。また、財産目録・各報告書等の書式についてもずいぶん様変わりした（平成27年9月頃からは、定期報告時に収支状況報告書の提出は不要となる一方、添付書類については、定期預貯金の通帳履歴のみならず残高証明書または元利金額等明細書の提出を要する）。

さらには、新たに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（いずれも平成28年4月6日成立、前者は同年5月13日施行、後者は10月13日施行）が制定された。後者については、現在の後見業務に影響があるものとして、6カ月を限度とした郵便物等の回付嘱託制度の新設や、死後事務権限の明文化がある（ただし、死後事務に関しては、従前の応急処分行為や事務管理行為を否定するものではないことに注意）。

これらの運用・制度変更は、後見制度をめぐるさまざまな問題への対応策として打ち出されたものである。すなわち、本人の財産を保護するため親族後見人等に対する不祥事防止、裁判所等の有限な能力の効率的運用、後見業務遂行上の不都合解消等のためである。

しかし、これら手当てによっても、後見制度をめぐる諸問題がすべて解決したわけではない。超高齢化社会がますます進むことは間違いない事実であり、本人の利益をどうやって確保するのか、本人を支える各資源をいかに有効かつ効果的に利用できるかについては、今後も検討し続けなければならない

## 2 第2版はしがき

い。その意味では、後見制度に関しては、今後もますます変化し続けることは確実である。

このように、2年前に刊行された初版の内容では、すでに現在の運用に沿わない点が数多くみられたため、本書では、主に平成29年1月上旬段階での運用を前提に各章の加筆修正を行った（各書式についても現状のものに変更した）。また、新たに「改正法関連」（第1編第6章）を追加し、改正法によって現状の後見業務に影響のある主なポイントや留意点等を記載した。

本書が後見業務に携わる方々（若手弁護士、司法書士や社会福祉士などの専門職および親族後見人等）の一助になれば幸甚である。

最後に、いつも大変お世話になっている民事法研究会の安倍雄一さん、当事務所事務員のKさん、その他本書出版に関係するすべての方に心からお礼申し上げます。

平成29年3月吉日

弁護士 大澤 美穂子

## は し が き

人は必ず老いる。老いれば身体機能だけでなく、判断能力も衰える。そしていつか必ず死ぬ。

現在の日本は、どの国もこれまで経験したことのない「超高齢化社会」を突き進んでいる。65歳以上の高齢者の割合は25%を超え、その4人に1人は認知症とその予備軍といわれている。しかし、判断能力が衰えても安心した生活を送りたいとの切実な願いを皆同じようにもっている。高齢者だけではなく、障がい者（知的障がい者、精神障がい者等）も同様である。

平成12年4月1日に介護保険制度がスタートしたことで、従前の「措置」から、利用者自身が介護サービスを選択して「契約」する形に変更された。これに伴い、成年後見制度は、判断能力が不十分で契約できない高齢者等を支援し補完するために導入されたものである。もっとも、成年後見制度は、介護保険制度を補完するだけではなく、本人の財産を適正に管理し、後見人が法定代理人として遺産分割協議や自宅売却などの法的手続を行い、消費者被害・虐待から本人を守ることなど、本人の権利を擁護するための制度でもある。したがって、もはや成年後見業務は一部の福祉分野に精通した専門職だけが扱う分野ではなく、一般市民の事件を扱うすべての弁護士が利用すべき分野といえよう。

本書は、「事例に学ぶ」シリーズの1冊として執筆したものである。同シリーズは、観念的な机上の学問ではなく、生の事件を追体験することごとく読み進むことで、その分野の事案を取り扱ったことのない若手弁護士や司法修習生などでも経験を積むことができるOJT（On the Job Training）の役割を担うことを企図して刊行されてきた。本書もその例に従い、厳格な理論よりも実際に業務を行う弁護士がどう考え、どう動くかという実務面を重視して解説している。また、後見業務という特質上、若手弁護士のみならず、後見人として従事する司法書士や社会福祉士などの専門職および親族後見人

等も本書を手にとることを想定し、なるべくわかりやすい表現を心がけた。

第1編では、後見業務に従事するうえで留意すべき点や、福祉分野に精通していない弁護士が最低限知っておくべき基本的知識等を解説した。

第2編では、7つのモデルケースを素材として、若手弁護士による専門職後見人としての思考と奮闘ぶりを事例形式で解説している。後見業務はこれらのモデルケースにとどまるものではないが、本書で典型的なケースプラスアルファ程度はカバーし得たと自負している。第2編は第1章（法的課題の少ない「平穩型」）から順に読み進める方が多いであろうことを想定しているが、特に第1章から順を追って読まなくても問題はない。時間のない方は、興味のあるケースだけをピックアップして読んでいただくことでも支障のないように配慮している。

なお、本書は後見業務の「正解」を解説したものではない。「X 弁護士」という若手弁護士が、現場で考え判断し行動した軌跡という形で解説したものであり、読者にはまた別の解があると思われる（それが後見業務の特徴でもある）。読者の皆様にはぜひとも後見業務の醍醐味を味わっていただけたら幸甚である。

最後に、本書執筆の機会を与えてくださった民事法研究会の安倍雄一さん、後見業務に関する事務を一手に引き受けてくれる、私の片腕である事務員のKさん、その他本書出版に関係するすべての方々に心からお礼申し上げます。

平成26年12月

弁護士 大澤 美穂子



## 平穩型——施設入所の場合

### I

#### 事案の概要

##### 〈Case ①〉

米田さんは83歳女性、夫は死別、子はない。姪が1人いるが交流はほとんどない。現在、介護老人保健施設に入所中であるが、近々転居を求められている。一見したところ、大きな法的課題はなさそうである。

### II

#### 実務上のポイント

〈Case ①〉における実務上のポイントは、以下の3点である。

- ① 成年後見業務の開始から終了までの流れ
- ② 被後見人およびその関係者とのやりとりと心がまえ
- ③ 身上監護と医療同意権

### III

#### 配点から発令まで

弁護士登録から丸3年を経過したX弁護士は、所定の研修を終了し、晴れて後見人候補者名簿に登録された。今回は初めての成年後見業務である。

事務員：X先生、弁護士会から成年後見人の指名打診が来ましたよ。  
X弁護士：ついに来たね。後見人の仕事は初めてだからちょっと緊張するなあ。ええと、最初はどうするんだっけ。  
事務員：確かY先生（兄弁）は、就任前に家庭裁判所で記録を閲覧して、ご自身の手持ち事件等との利益相反にならないか確認していましたよ。担当書記官に連絡すれば見せてもらえると思えます。  
X弁護士：そうだったね。早速記録を閲覧しに行ってくるよ。

X弁護士は、家庭裁判所に赴いた。以下は、X弁護士と書記官とのやりとりである。

書記官：X先生どうですか、今回の件はお引き受けいただけますか。  
X弁護士：はい、大丈夫です。お引き受けします。  
書記官：ありがとうございます。登記事項証明書上の先生の住所ですが、今回はご自宅ですか、それとも事務所にしますか。  
X弁護士：では事務所をお願いします。  
書記官：わかりました。上申書をいただければ数日で発令します。先生、よろしくをお願いします。

数日後、家庭裁判所からX弁護士に成年後見人の選任審判書が届いた。

事務員：X先生、成年後見人の選任審判書が届きました。  
X弁護士：発令まで結構早かったね。金融機関等に届出をするために登記事項証明書が必要になるけど、いつ登記事項証明書はできるのかな。それができてから業務を開始すればよいのか

な。

## 1 配点方法

成年後見人等に就任する際には、家庭裁判所から選任審判を受ける必要がある。この選任を受けるルートとしては、東京家庭裁判所では、弁護士の場合、以下の3つがある。

① 弁護士会を通じた配点（いわゆる「団体推薦」）

裁判所から各弁護士会に事件が配点され、同弁護士会が所定の方式に従って会員に指名打診する方法。

② 申立書に成年後見人等候補者として記載されている者が選任される方法（いわゆる「自薦」または「自推」）

当該成年後見人等候補者が、申立人手続代理人を兼ねて申立てを行う場合もある。必ず候補者が選任されるわけではないことに注意。

③ 家庭裁判所が特定の弁護士を指名する方法（いわゆる「一本釣り」）

困難・特殊案件などについて、家庭裁判所自ら特定の弁護士に対し、後見人等の就任打診をする方法。

従前は、①の団体推薦方式の場合のみ後見人候補者名簿に登載される必要があったが、近年の弁護士不祥事事件等を踏まえ、現在の運用では、団体推薦でも自薦でも後見人候補者名簿に登載されていることが必要である。

仮に後見人候補者名簿に登載されていない弁護士が、自薦方式で成年後見人等に就任することを希望した場合、原則として専門職監督人が付されることになるので注意が必要である。後見業務を行う可能性のある弁護士は、各弁護士会所定の研修を受講して、後見人候補者名簿に登載されることが必須といえよう。

今回のX弁護士は、①の団体推薦ルートでの選任である。



## 2 審判書の記載等

申立てからおおむね1～3カ月内に後見等開始審判が出る。審判書には、本人（被後見人）の住所・本籍・氏名のほか、後見人等の住所・氏名が記載される。後見人等の住所は、従前は自宅住所のみが記載されていたが、現在は、原則として自宅住所、ただし専門職後見人の希望があれば事務所所在地のみ記載される。後見人等の氏名は、弁護士の職務上の姓と戸籍上の姓（登録姓）が異なる者の場合は、両名を併記している（【書式2-1-1】参照）。

また、東京家庭裁判所の場合、審判書とともに、初回報告期限および定期報告の指定月等が記載された連絡書（資料2-1-1）が成年後見人等に交付されているので一読されたい。

### 【書式2-1-1】 審判書（〈Case①〉）

平成28年（家）第12345号 後見開始の審判申立事件

#### 審 判

住 所 東京都〇〇区〇〇1-2-3

申 立 人 東京都〇〇区長 〇〇 〇〇

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇1234番地

住 所 東京都〇〇区〇〇2丁目3番4号

本 人 米田 ヨネ

大正〇年〇月〇日 生

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

#### 主 文

- 1 本人について後見を開始する。
- 2 本人の成年後見人として次の者を選任する。

住 所 東京都中央区銀座1丁目2番3号  
銀座〇〇ビル1F

氏 名 甲野 一郎（戸籍上の氏名 乙山 一郎）

- 3 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

平成28年○月○日

東京家庭裁判所家事第1部

裁判官 ○○ ○○

（資料 2-1-1） 裁判所からの連絡書

（開始・28.○版）

最初にお読みください。

別添の審判書謄本に記載されているとおり、あなたは後見人（又は保佐人、補助人、以下「後見人等」と言います。）に選任されました。

1 登記事項証明書について

後見人等が審判書謄本を受領した日（保佐・補助の場合には本人の受領した日と比べて遅い方の日）の翌日から2週間が経過すると審判が確定し、確定後に裁判所から東京法務局に対し後見等開始及び後見人等選任の登記嘱託を行います。登記事項証明書が必要な場合には東京法務局又は東京以外の地方法務局本局に申請してください（取扱いは本局のみであり、出張所等では取り扱っていません。また、郵送による取り寄せに対応しているのは東京法務局のみです。）。登記事項証明書は、審判書が後見人等に届いて約1か月経過した後から取得できるようになります。

2 今後の報告等について（該当するものにチェックがされています。）

本件の初回報告は必要ありません。

初回報告として財産目録及び年間収支予定表を作成し、添付資料とともに平成○年○月○日までに、後見センター宛に提出してください。

■ 今後の定期報告（報酬付与申立て）の時期は、審判から1年経過後の毎年〇月（指定月）になります（報告対象期間は指定月の前月末日まで、報告期限は指定月の翌月15日です。）。

※ 報告に必要な書式は、下記の東京家庭裁判所後見サイトからダウンロードしてお使いください。

(<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>)

### 3 注意事項

期限までに報告ができない場合には、必ず事前に連絡をしてください。提出期限までに提出がない場合には、弁護士・司法書士等の専門職を調査人に選任して、後見（保佐、補助）事務や財産状況の調査を命じたり（調査人の報酬は、本人の財産から支払われます。）、専門職を後見人等に追加選任したり、監督人に選任したりすることがあります。さらに、任務違反を理由に後見人等を解任されることがあります。

#### 【連絡先・書類送付先】

100-8956 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号  
東京家庭裁判所後見センター（担当書記官：〇〇〇〇）  
03-3502-〇〇〇〇

登記事項証明書（および審判書）に記載する後見人等の住所についても、親族後見人等の場合には自宅所在地が記載される。しかし、専門職後見人の場合には、審判書と同様、希望すれば事務所所在地が記載される（その旨の上申書の提出が必要である）。

もっとも、事務所所在地を記載住所とした場合で、不動産の売却による登記申請手続きの際に、後見人等の個人の印鑑証明書記載の自宅住所と、後見登記事項証明書記載の事務所住所とを架橋するための書類（たとえば、日本弁護士連合会または所属弁護士会が発行する証明書（【書式2-1-2】））が必要になる場合があるため、若干留意が必要である。

また、登記後に事務所を移転した場合など登記事項の記載を変更する必要がある場合も、住民票ではなく上記弁護士会発行の証明書により証明することになる。

【書式 2-1-2】 弁護士会交付用証明書式

証 明 書

貴弁護士会に所属している弁護士〇〇〇〇（登録番号 〇〇〇〇）について、  
下記のとおりであることを証明されたく申請します。

記

- 1 事務所所在地 \*現在の事務所所在地を記載。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都中央区銀座1丁目2番3号

銀座〇〇ビル1F

- 2 事務所所在地履歴情報 \*2回以上移転した場合は、別紙に記載。

①〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都品川区〇〇1丁目1番1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで上記に所在

②〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇1丁目1番1号

〇〇ビル〇階

平成〇〇年〇〇月〇〇日から上記に所在

- 3 弁護士氏名 〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都中央区銀座1丁目2番3号

銀座〇〇ビル1F

弁護士法人〇〇〇事務所

弁護士 ○○○○

○○○弁護士会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

上記証明いたします。

平成○○年○○月○○日

○○○弁護士会

会 長 ○ ○ ○ ○

### 3 記録の謄写および登記事項証明書の取付け

審判の発令後、後見開始審判書が申立人および後見人となるべき者に通知されてから2週間を経過すると同審判が確定する（家事事件手続法74条、86条、122条1項等）。この間に即時抗告がされた場合には確定が遮断されるが（同法74条5項）、東京家庭裁判所本庁では、即時抗告があった場合に後見センターから選任された後見人に連絡がされる運用である。

審判確定後、おおむね2週間程度で登記が完了する（以前は、家庭裁判所から登記完了後に登記番号通知書が送付されていたが、東京家庭裁判所本庁では現在上記通知書の送付はされていない）。

登記完了後、速やかに法務局から登記事項証明書を取り付ける。郵送でも取付けは可能であるが、なかなか返送されてこないこともあるため、審判日から1カ月以上経過しても取付けができない場合は法務局に確認（催促）したほうがよい。通数は1通でもかまわないが、金融機関によっては登記事項証明書原本を求めることもあるため、できれば2通とっておくと便宜である。

登記事項証明書の発行を待ってられない場合（たとえば、本人財産散逸のおそれがある場合）、審判確定後、裁判所から確定証明書を取り付ける。確定証明書は申請後1～2日で取得可能である。金融機関等に対しては、審判書原本と上記確定証明書をもって登記事項証明書に代えることができる。

【書式 2-1-3】 登記事項証明書（後見）（〈Case ①〉）

登 記 事 項 証 明 書

後 見

後見開始の審判

【裁 判 所】 東京家庭裁判所  
【事件の表示】 平成28年（家）第12345号  
【裁判の確定日】 平成28年〇月〇日  
【登記年月日】 平成28年〇月〇日  
【登記番号】 第1234-5678号

成年被後見人

【氏 名】 米田ヨネ  
【生年月日】 大正〇年〇月〇日  
【住 所】 東京都〇〇区〇〇2丁目3番4号  
【本 籍】 〇〇県〇〇市〇〇1234番地

成年後見人

【氏 名】 乙山一郎  
【住 所】 東京都中央区銀座1丁目2番3号 銀座〇〇ビル1F  
【選任の裁判確定日】 平成28年〇月〇日  
【登記年月日】 平成28年〇月〇日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成28年〇月〇日

東京法務局 登記官 ○ ○ ○ ○ 公印

[証明書番号] 2016-0000-0000 ( 1 / 1 )

審判確定後は、一件記録の謄写を速やかに行う。東京家庭裁判所では、2階の後見センターに審判書と職印を持参したうえで、窓口で交付される所定の謄写請求書に記入した後、8階の司法協会に行って謄写請求をする（備付けの司法協会への謄写委任状も記入する）。早ければ申請から1～2日、遅くとも1週間以内に謄写が可能である。謄写費用は記録受領時に支払うので、後見人がいったん立て替えたうえで、後日被後見人の財産から精算することになる。

## IV

### 初動業務その1～引継ぎと関係者からの聴取

以下は、X弁護士と兄弁であるY弁護士とのやりとりである。

X弁護士：よし、記録も読んだし、登記事項証明書も取り寄せたぞ。

Y弁護士：X先生は確か今回が初めての後見業務だったよね。どんな事案なの。

X弁護士：記録によると、米田さんは半年以上前から施設に入所していて、財産は現預金が約1000万円あります。ご親族は申立人の姪御さんだけですわ。「申立事情説明書」は区の担当者が作成しました。申立ての目的は「預貯金解約・財産管理」のほか、「施設入所又は福祉サービス契約のため」とありますね。でも、本人は半年以上前に施設に入所しているから、入所契約はもう必要ないように思いますが。

Y弁護士：ご本人がいる施設はどこなの。

X弁護士：「介護老人保健施設」だそうです。

Y弁護士：ああ、ロウケンね。じゃあそろそろ別の場所を探す時期だね。今回はまず入所先選定業務から、ってとこかな。

X弁護士：せっかく施設に入っているのに、別の施設に移る必要がある

〔著者略歴〕

大澤美穂子（おおさわ みほこ）

弁護士（クラス銀座法律事務所）

（略歴）

平成10年 中央大学法学部法律学科卒業

平成15年 司法試験第2次試験合格

平成17年 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成23年～ 中央大学法学部兼任講師（～平成26年）

平成24年 クラス銀座法律事務所開設

（著書・論文）

『図解でわかる刑法』（平成18年、共著）／『原子力損害賠償の実務』（平成23年、共著）／『事例に学ぶ離婚事件入門』（平成25年、共著）／『事例に学ぶ債務整理入門』（平成26年、共著）／『事例に学ぶ相続事件入門』（平成28年、共著）

「インターネットによる誹謗中傷への対応～主に2ちゃんねるにおける書き込み記事の削除を素材として」市民と法85号（平成25年）

事務所所在地：〒104-0061

東京都中央区銀座5丁目14番8号

銀座ワカホビル4階

TEL 03-3524-1005／FAX 03-3524-1006



# 事例に学ぶ成年後見入門〔第2版〕

——権利擁護の思考と実務

平成29年4月17日 第1刷発行

定価 本体2,300円＋税

著 者 大澤美穂子  
発 行 株式会社 民事法研究会  
印 刷 株式会社 太平印刷社

-----  
発 行 所 株式会社 民事法研究会  
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16  
〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258  
〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278  
<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

落丁・乱丁はおとりかえます。ISBN978-4-86556-153-1 C3032 ¥2300E  
カバーデザイン 関野美香